

京都府中間前金払制度の導入について

1 中間前金払制度とは

京都府の発注する土木建築に関する工事について、当初の前払金に加え、さらに 20% 以内の工事代金を受け取ることができる制度

（対象工事）

京都府の場合、請負金額 100 万円以上で既に前払金の支払いを受けている工事

（請求時期）

- 工期の 2 分の 1 を経過し、
- 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われ、
- 工事の進捗額が請負金額の 2 分の 1 以上となったとき

2 京都府の中間前金払制度のメリット

簡単な手続で工事代金が早く受け取れる

部分払のような出来高検査はなく、現場を止める必要がありません。

また、出来高検査のような煩雑な資料の提出は不要です。

保証料が安い

保証料率は、一律 0.065% となっており、当初の前金払の保証料より格段に安い保証料で保証が受けられます。

契約後に中間前金払と部分払の選択が可能

国等では、契約締結時に「中間前金払」か「部分払」を選択する必要がありますが、京都府の中間前金払制度では、当該契約に関し、契約後に、受注者の資金繰りや作業の状況に応じどちらかを選択することができます。

3 中間前払金を請求する場合の手続きの流れ

工期及び出来高が 2 分の 1 以上を経過

「中間前金払」か「部分払」を選択

中間前金払を選択し支払いを請求する場合は、下記の手続きを実施

